

家庭保育室等運営事業費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この補助金は、増大する保育需要に対応するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第61条で規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第62条で規定する県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、家庭保育室の運営により、児童の適切な保護を行うことを目的とする。
- 2 この補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 第2条 この補助金は、市町村が行う家庭保育室等運営事業（以下「事業」という。）を交付の対象とし、その内容は別表による。

(交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄の基準額と、第2欄の対象経費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、この選定された額に第3欄の補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 第4条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) この補助金は、規則及び家庭保育室等運営事業費補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(申請手続)

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。
- 2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

- 第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、前条の規定を準用し、別紙様式第3号により申請するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 第7条 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付の方法)

第8条 この補助金は、精算払で交付する。

(交付決定の通知)

第9条 規則第7条の交付決定通知書又は変更交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号又は別紙様式第4号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第5号のとおりとし、事業完了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第6号により行うものとする。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第11条に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

算 定 基 準

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1 運営費</p> <p>(1) 乳児1人月額 18,500円</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない児童1人月額 9,200円</p> <p>2 長時間保育推進費</p> <p>1 1時間を超えて30分以上保育する児童1人月額 2,000円</p> <p>3 障害児保育推進費 児童1人月額 9,300円</p>	家庭保育室運営費補助事業に必要な経費	1/2